

平成 21 年 12 月 3 日

大阪市教育長 永 井 哲 郎 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 辻 公 雄

公益通報（ 19-90-91、98、109 ）に関する対応について

標題について、平成 20 年 6 月 11 日付で本委員会が実施した勧告に対して貴職が下記のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

今後とも効率的な物品調達を行うため、関係法令・規程を遵守することはもとより、契約事務のより一層の透明性、競争性の確保に努めてください。

記

1. 確認内容

- (1) 学校園及び学校事務センターにおける物品等の調達において、平成 19 年度以降の契約のうち、分割による不適正な小額特名随意契約を行っていることが疑われるものについての実態調査を行ったこと。
- (2) 平成 19 年度以降の契約のうち、年間の契約件数が 200 件若しくは契約金額が 1,000 万円を超える小額特名随意契約を行っている業者について調査を行ったこと。
- (3) これらを踏まえて業務上の問題点を明らかにし、また調達事務とチェック機能に関する課題と再発防止策・改善策をまとめられたこと。
- (4) 定期的な研修会等の開催、ポータルサイトを利用した情報発信等、策定された再発防止策・改善策を実施されていること。とくに、10 万円以下の「少額」でこれまで「特名随意契約」で行われていた契約を、原則「比較見積」で行うこととし、引き続き特名随意契約を行わなければならない契約についても、その理由を明らかにして行うなど、契約手法の見直しを行ったこと。

(参考) 勧告の内容

- ①各学校園及び学校事務センターにおける物品等の調達において、少なくとも平成 19 年度以降の契約のうち、分割による不適正な小額特名随意契約を行っていることが疑われるものについて実態調査を行い、その調査結果の概要を平成 20 年 8 月末までに報告されたい。
- ②①と同様に、少なくとも平成 19 年度以降の契約のうち、年間の契約件数が 200 件若しくは契約金額が 1,000 万円を超える小額特名随意契約を行っている業者があれば、併せて報告されたい。
- ③①及び②の結果を踏まえつつ、分割による不適正な小額特名随意契約が行われないような実効性のある改善策を講じ、平成 20 年 8 月末までに報告されたい。